



特許権「ドリップバッグ」

知財高裁平成22年1月25日判決

平成21年(ネ)第10052号 特許権侵害差止等請求控訴事件

弁護士 近藤祐史

第1 事案の概要

本件は、ドリップバッグに関する後記の特許権(以下「本件特許権」といい、その特許を「本件特許」といい、本件特許にかかる発明を「本件発明」という。)を有する控訴人(原審原告(X))が、被控訴人(原審被告(Y))が被告製品目録1に記載されるドリップバッグ(「被告製品」という。)を製造・販売する行為は、本件特許権を侵害するものである等と主張して、被告製品の製造・販売の差止及び廃棄を求めた事案である。

なお、Xは、控訴審において、被告製品目録2に記載されるドリップバッグ製造用シートを製造・販売する行為が本件特許権の間接侵害を構成すると主張し、当該ドリップバッグ製造用シートの製造・販売の差止及び廃棄を求める請求を追加しているが、本発表の対象からは除外することにする。

1 本件特許権

Xは、次の特許権を有している(添付資料1(特許公報)参照のこと。)

ア 特許番号第 第 3166151 号

イ 発明の名称 ドリップバッグ

ウ 出願日 平成9年12月20日

エ 登録日 平成13年3月9日

オ 明細書の記載

本件特許権にかかる明細書の特許請求の範囲(請求項1)の記載は次のとおりである。

「通水性濾過性シート材料からなり、上端部に開口部を有する袋本体と薄板状材料からなり、袋本体の対向する2面の外表面に設けられた掛止部材とからなるドリップバッグであって、掛止部材が、その周縁側に形成されている周縁部と、周縁部の内側にあつて、袋本体から引き起こし可能に形成されているアーム部と、アーム部の内側に形成されている舌片部とからなり、アーム部の上下いずれか一端で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の上下の他端でアーム部と舌片部とが連続し、周縁部又は舌片部のいずれか一方が、袋本体の外表面に貼着されていることを特徴とするドリップバッグ。」

2 構成要件

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである。

- A1 通水性濾過性シート材料からなり、上端部に開口部を有する袋本体と
- A2 薄板状材料からなり、袋本体の対向する2面の外表面に設けられた掛止部材とからなるドリップバッグであって、
- B 掛止部材が、
 - 1 その周縁側に形成されている周縁部と、
 - 2 周縁部の内側にあつて、袋本体から引き起こし可能に形成されているアーム部と、
 - 3 アーム部の内側に形成されている舌片部とからなり、
- C アーム部の上下いずれか一端で周縁部とアーム部とが連続し、
- D アーム部の上下の他端でアーム部と舌片部とが連続し、
- E 周縁部又は舌片部のいずれか一方が、袋本体の外表面に貼着されていること
- F を特徴とするドリップバッグ。

3 侵害物件

被告製品の構成については、添付資料2(知財高裁判決)の別紙被告製品目録1参照。

4 対比

被告製品が本件発明の構成要件A1、A2を充足することに争いはない。

第2 争点

1 構成要件Bの充足性

【構成要件B】

掛止部材が、その周縁側に形成されている周縁部と、周縁部の内側にあつて、袋本体から引き起こし可能に形成されているアーム部と、アーム部の内側に形成されている舌片部とからなり

【本件明細書の記載】

(ア)【発明の属する技術分野】

「本発明は、カップ等の容器の上部に掛止することにより容易にドリップ式コーヒーを入れられるようにするドリップバッグに関する。」(【0001】)

「…従来の数杯分のコーヒーを抽出することが基本とされているペーパードリップ方式に代えて、一杯分のコーヒーの抽出を手軽に行えるようにすることを目的とした、使い捨てのワンドリップコーヒー(以下、ドリップバッグと称する)が種々の製品形態で市場に出回っている。」(【0003】)

「これまでに市場に出回っているドリップバッグは、カップにセットする方式によって二つに大別することができる。そのうちの一つは、ドリッパーをカップの上に載置する方式(以下、カップオン方式という)であり、他の一つはドリッパーに取り付けられている掛止部をカップの壁に引っ掛け、ドリッパーがカップ内で掛止されるようにする方式(以下、カップイン方式という)である。」(【0004】)

(イ)【発明が解決しようとする課題】

「…ドリップバッグとして、種々のカップオン方式やカップイン方式の製品が市場に出回っているが、それぞれ長所及び短所を有しており、これまでに双方の利点を兼ね備えたドリップバッグ、即ち、カップオン方式のコーヒーの美味しさと、カップへのセットや注湯のしやすさを有し、カップイン方式のようにコンパクトで低コストに製造できるものは存在しない。」(【0009】)

「本発明は以上のような従来技術の課題を解決しようとするものであり、本来のペーパードリップ方式で入れるコーヒーの美味しさを得ることができ、簡略な構成を有し、かつカップへのセットが極めて容易で、カップへのセット後の形状も安定しており、コーヒー抽出後の廃棄も容易かつ安全な新たなドリップバッグを提供することを目的としている。」(【0010】)

(ウ)【課題を解決するための手段】

「本発明者は、上記の目的を達成するため、通水性濾過性シート材料からなり、上端部に開口部を有する袋本体と、薄板状材料からなり、袋本体の対向する2面の外表面に設けられた掛止部材とからなるドリップバッグであって、掛止部材が、その周縁側に形成されている周縁部と、周縁部の内側にあつて、袋本体から引き起こし可能に形成されているアーム部と、アーム部の内側に形成されている舌片部とからなり、アーム部の上下いずれか一端で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の上下の他端でアーム部と舌片部とが連続し、周縁部又は舌片部のいずれか一方が、袋本体の外表面に貼着されていることを特徴とするドリップバッグを提供する。」(【0011】)

「本発明のドリップバッグは、通水性濾過性シート材料からなる袋本体と、袋本体の外表面に設けられた掛止部材とからなる。この掛止部材は、例えば、矩形の薄板状材料に特定の切込線を入れることにより簡便に得ることができ、したがって、本発明のドリップバッグは、その形成材料の省資源化を図ることができ、また、低コストで製造できるものとなる。」(【0012】)

「さらに、この掛止部材は、掛止部材の周縁側に形成された周縁部と、周縁部の内側にあつて、引き起こし可能に形成されたアーム部と、アーム部の内側に形成されている舌片部とからなり、このアーム部の上下いずれか一端で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の上下の他端でアーム部と舌片部とが連続している。即ち、アーム部の上端部で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の下端でアーム部と舌片部とが連続しているか、あるいは、アーム部の下端部で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の上端部でアーム部と舌片部とが連続している。そして、この周縁部又は舌片部のいずれか一方が、袋本体の対向する2面の外表面に貼着されている。」(【0013】)

「したがって、舌片部が袋本体の外表面に貼着されている場合、アーム部を引き起こすことにより、周縁部も引き起こしてカップ側壁にかけることが可能となり、また、周縁部が袋本体の外表面に貼着されている場合には、アーム部と共に舌片部を引き起こしてカップ側壁にかけることが可能となる。この場合、袋本体は、アーム部によって対向する2面からそれぞれ外向きに互いに反対方向に引っ張られ、袋本体の上端部の開口部が大きく広げられた状態で、カップの中央上部に吊されることとなる。また、カップ側壁は周縁部又は舌片部とアーム部とで挟まれ、かつカップ側壁の外表面は周縁部又は舌片部で押さえつけられるので、ドリップバッグは極めて安定した状態でカップの上部に固定される。」(【0014】)

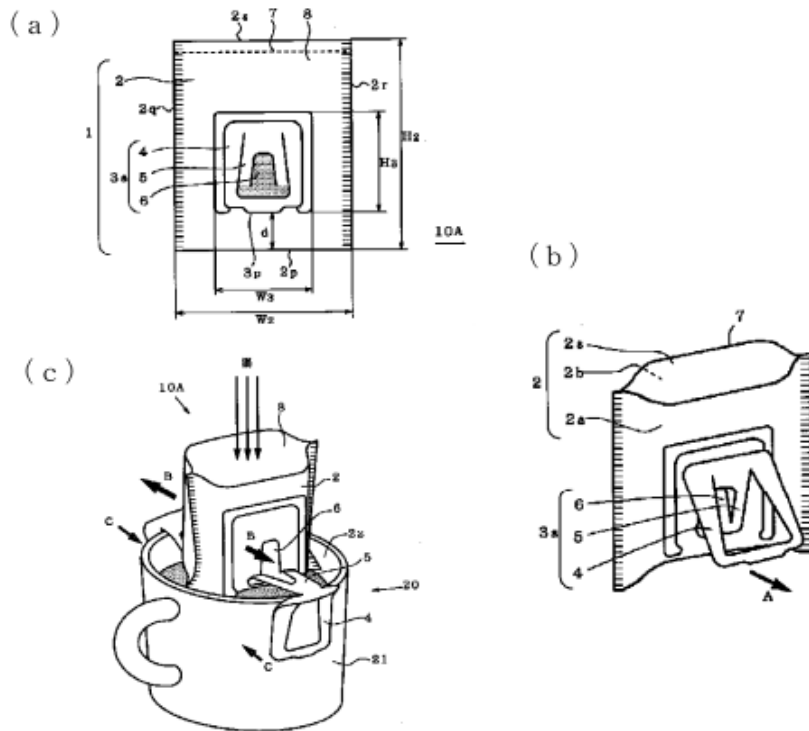
「よって、このドリップバッグによれば、極めて簡単なセット方法でカップ上部に安定的にセットすることが可能となる。また、このドリップバッグによれば、カップにセットした状態で袋本体の開口部は大きく広がる。したがって、このドリップバッグによれば、コーヒー抽出時に注湯を容易に行えるようになる。また、このドリップバッグは、カップの上部に掛止されるので、コーヒー抽出後もドリップバッグは抽出したコーヒー液の液面上にある。したがって、本来のペーパードリップ方式と同様の美味しいコーヒーを入れることが可能となる。さらに、コーヒー抽出後にドリップバッグは抽出したコーヒー液中に浸っていないので、コーヒー抽出後のドリップバッグの廃棄も容易であり、やけどの危険も生じな

い。】(【0015】)

(エ)【発明の実施の形態】

「以下、本発明の実施の態様を図面に基づいて詳細に説明する。なお、各図中、同一符号は同一又は同等の構成要素をあらわしている。」(【0017】)

「一方、掛止部材3aは紙、プラスチックシート等の薄板状材料からなり、袋本体2の表裏の矩形面2a、2bの外表面にそれぞれ設けられている。本発明においては、この掛止部材3aが、その周縁側に形成されている周縁部4と、周縁部4の内側にあって、袋本体2から引き起こし可能に形成されているアーム部5と、アーム部5の内側に形成されている舌片部6とからなり、アーム部5の上下いずれか一端で周縁部4とアーム部5とが連続し、アーム部5の上下の他端でアーム部5と舌片部6とが連続し、さらに、周縁部4又は舌片部6のいずれか一方が、袋本体2の外表面に貼着されていることを特徴としており、例えば、図1のように、アーム部5の上端部で周縁部4とアーム部5とが連続し、アーム部5の下端でアーム部5と舌片部6とが連続し、アーム部5の基部と舌片部6(図1(a)中ドットで塗りつぶした部分)が袋本体2の外表面に貼着されている態様とすることができる。」(【0023】)

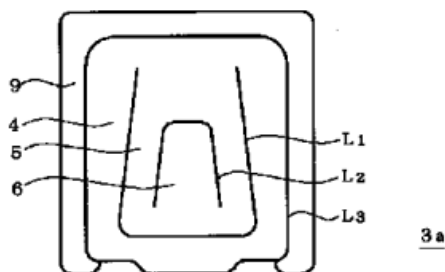


「図2は、この掛止部材3aの平面図である。同図に示したように、この掛止部材3aはその外形が四つの角に丸みを有する矩形となっている。そして、周縁部4が掛止部材3aの全周に帯状に形成され、周縁部4とアーム部5とが、矩形の掛止部材3aの両側辺及び下辺に略沿った第1の切込線(外側切込線)L1で区切られ、アーム部5と舌片部6とが、外側切込線L1の内側で矩形の掛止部材3aの両側辺及び上辺に略沿った第2の切込線(内側切込線)L2で区切られている。したがって、この掛止部材3aにおいては、外側切込線L1により周縁部4とアーム部5とが区切られ、また、内側切込線L2によってアーム部5と舌片部6とが区切られている。」(【0024】)

「さらに、この掛止部材3aにおいて、周縁部4の外周部には、第3の切込線L3で周縁部4と区切られている補強片9が形成されており、この補強片9が袋本体2の外表面に貼着されている。」(【0025】)

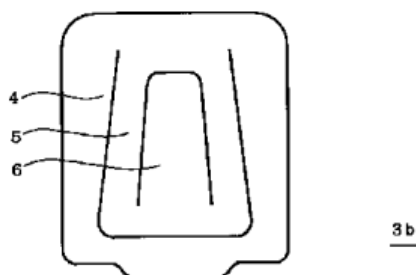
「このコーヒードリップバッグ10Aを使用してコーヒーを抽出する方法としては、まず、図1(b)に示したように、ミシン目7によって袋本体2の上端部を切除することにより袋本体2を開口し、周縁部4を矢印Aのように引き起こす。次に

図1(c)に示したように、カップ20の開口部22の径に合わせてさらに周縁部4を引き起こし、周縁部4をカップ側壁21にかける。これにより、袋本体2は、アーム部5によって対向する2面から矢印B方向に、互いに反対方向に引っ張られ、開口部8が大きく広げられた状態で、カップ20の中央上部に吊されることとなる。さらに、**この開口形状は補強片9によって良好に維持され、袋本体2の表裏の矩形面2a、2bが撓んで開口部8が閉ざされることが防止される。**」(【0028】)

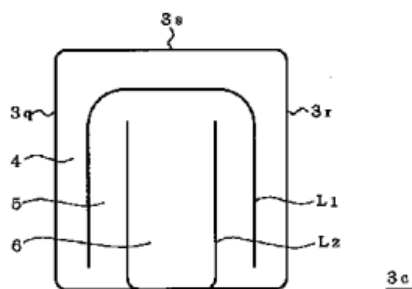


「本発明において、掛止部材の形態は、種々の態様をとることができる。」(【0033】)

「例えば、図3に示す掛止部材3bのように、上述の掛止部材3から補強片9を省略してもよい。この場合には、コーヒードリップバッグの使用時に袋本体2の開口形状が良好に維持できるよう、袋本体2の外表面に貼着する舌片部6を大きめに形成することが好ましい。」(【0034】)



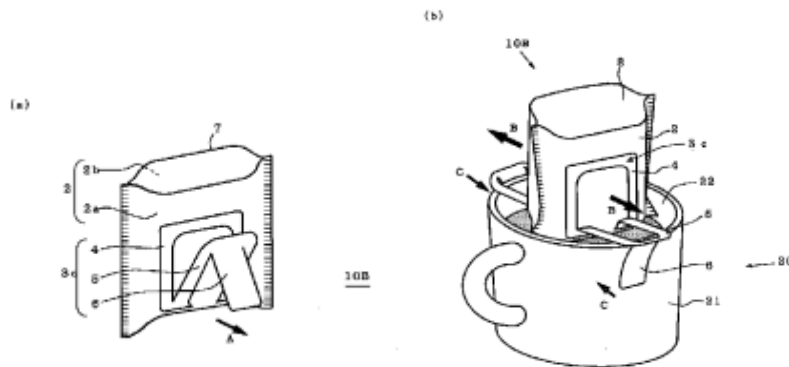
「例えば、図4に示す掛止部材3cのように、周縁部4が掛止部材3cの両側辺3q、3r及び上辺3sの縁部に帯状に形成され、周縁部4とアーム部5とが、矩形の掛止部材3cの両側辺3q、3r及び上辺3sに略沿った第1の切込線(外側切込線) L1で区切られ、アーム部5と舌片部6とが、外側切込線L1の内側で矩形の掛止部材3cの両側辺3q、3rに略沿った第2の内側切込線L2で区切られるようにしてもよい。この掛止部材3cを袋本体2の外表面に貼着する際には、周縁部4を袋本体2の外表面に貼着し、アーム部5と舌片部6とが引き起こし可能となるようにする。」(【0036】)



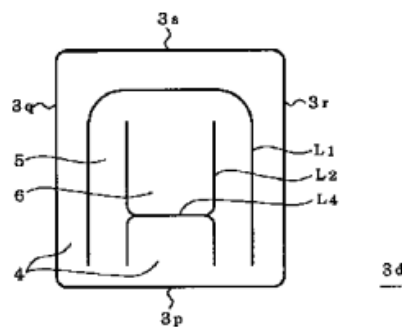
「図5は、この図4の掛止部材3cを袋本体2に貼着したコーヒードリップバッグ10Bの使用状態の説明図である。」(【0037】)

「同図に示したように、このコーヒードリップバッグ10Bを使用してコーヒーを抽出する場合には、まず、図5(a)に示したように、開口した袋本体2の舌片部6を矢印Aのように引き起こす。次に図5(b)に示したように、カップ20の開口部22の径に合わせてさらに舌片部6を引き起こし、舌片部6をカップ側壁21にかける。これにより、図1のコーヒードリップバッグ10Aの場合と同様に、袋本体2は、アーム部5によって対向する2面から矢印B方向に、互いに反対方向に引っ張られ、開口部8が大きく広げられた状態で、カップ20の中央上部に吊されることとなる。」【0038】

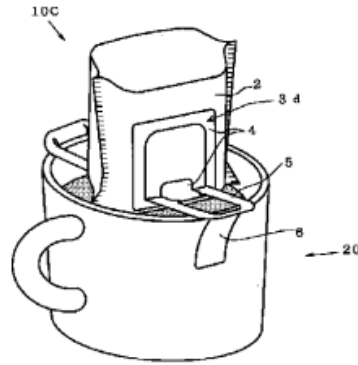
「また、カップ側壁21はアーム部5と舌片部6とで挟まれ、かつカップ側壁21の外面は矢印C方向に舌片部6で押さえつけられるので、コーヒードリップバッグ10Bは極めて安定した状態でカップ20の上部に固定されることとなる。」【0039】



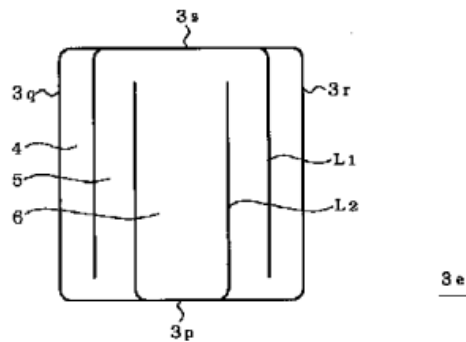
「この他、本発明のコーヒードリップバッグで使用する掛止部材としては、図6に示すように、周縁部4とアーム部5とが、矩形の掛止部材3dの両側辺3q、3r及び上辺3sに略沿った第1の切込線(外側切込線)L1で区切られ、アーム部5と舌片部6とが、外側切込線L1の内側で矩形の掛止部材3dの両側辺3q、3rに略沿った第2の切込線(内側切込線)L2で区切られ、さらに周縁部4と舌片部6とが、矩形の掛止部材3dの下辺3pに略沿った第4の切込線(下側切込線)L4で区切られていてもよい。これにより、周縁部4が、掛止部材3dの全周に略帯状に形成されることとなる。」【0040】



「この掛止部材3dを有するコーヒードリップバッグ10Cは、図7に示したようにカップ20にセットされる。この場合、コーヒードリップバッグ10Cの袋本体2の底部は、図5のコーヒードリップバッグ10Bに比して、掛止部材3dによってより安定的に支持されるので、袋本体2の強度等によっては、図5のコーヒードリップバッグ10Bよりもこの図7のコーヒードリップバッグ10Cを使用することが好ましい。」【0041】

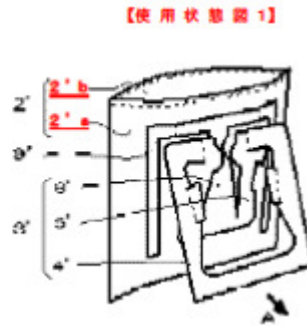
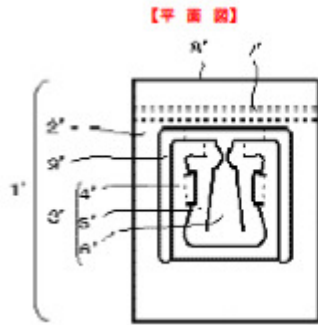


「図8は、さらに異なる掛止部材3eの平面図である。この掛止部材3eでは、周縁部4とアーム部5とを区切る外側切込線L1が掛止部材3cの両側辺3q、3rに沿って形成されているが、掛止部材3eの上辺3sに沿っては形成されていないため、周辺部4が掛止部材3eの両側辺3q、3rにのみ沿った帯状のものとなっている。したがって、この掛止部材3eを使用したコーヒードリップバッグでは、図1、図5あるいは図7のコーヒードリップバッグ10A、10B、10Cに比して掛止部材3eが袋本体2の上部の形状を支持する機能が弱くなる。そこで、袋本体2の強度や剛性が強い場合に、この掛止部材3eを使用することが好ましい。」(【0042】)



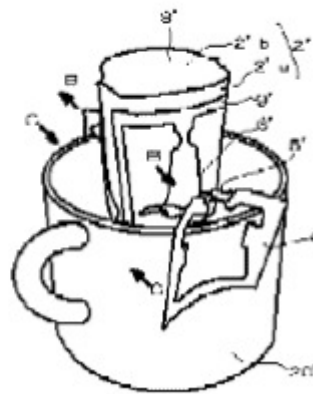
【被告製品】

- a I 袋本体は、上端部に開口部を有しており、通水性濾過性シート材料である不織布からなる。
- II 薄板状の紙材料からなる掛止部材が、袋本体の対向する2つの矩形面の外表面に設けられている。
- b 上記掛止部材は、
 - I その周縁側(外側)に形成されている把手部①と、
 - II 上記把手部①の内側にあつて、袋本体から引き起こし可能に形成されている把手部②と、
 - III 把手部②の内側に形成されているA部分からなる。
- c 上記掛止部材にあつては、把手部②の上端において把手部①と把手部②とが連続している。
- d また、上記掛止部材にあつては、把手部②の下端で把手部②とA部分とが連続している。
- e 上記A部分は、袋本体の外表面に貼着されている。
- f 補強片は上部の縁においてA部分と連続している。



【使用状態図2】

- 1' : ドリップバッグ
- 2' : 袋本体
- 2' a, 2' b : 矩形面
- 3' : 掛止部材
- 4' : 把手部①
- 5' : 把手部②
- 6' : A部分
- 8' : 開口部
- 9' : 補強片
- 20' : カップ



2 均等侵害の成否

【参考文献・参考判例】

① 最高裁判平成10年02月24日判決（ボールスプライン事件判決）

特許権侵害訴訟において、相手方が製造等をする製品又は用いる方法（以下「対象製品等」という。）が特許発明の技術的範囲に属するかどうかを判断するに当たっては、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて特許発明の技術的範囲を確定しなければならず（特許法七〇条一項参照）、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合には、右対象製品等は、特許発明の技術的範囲に属するということはいできない。しかし、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1)右部分が特許発明の本質的部分ではなく、(2)右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、(3)右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、(4)対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、(5)対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。

② 飯村敏明＝設楽隆一編著「知的財産関係訴訟」96頁以下

特許権者が均等論を主張することは少なくないが、実際に均等侵害が認められた例は限られている。均等侵害の主張が斥けられた事例は、第1要件¹を理由とするものが圧倒的に多く、第4要件を理由とするものは非常に少ないようである。第1要件を必要とする理由は、第2要件、第3要件のみを要件とすると、置換容易性判断の基準時を侵害時としたこととの関係で、均等の成立する範囲が広範になりすぎることにあるといわれているが、第1要件により均等侵害が否定される例が多いのは、第1要件が均等侵害の拡大に対する「絞り」として機能するからであろう。一方、第4要件により均等侵害が否定された例が少ないのは、対象製品等が公知技術と同一またはこれから容易に推考されることが多く、特許が無効とされるべきであって、均等侵害について判断するまでもないことが多いからであろう。

…(中略)…

均等の第1要件は、対象製品等と特許発明の相違点が特許発明の本質部分ではないことである。

ボールスプライン事件最高裁判決後、比較的早い時期に言い渡された下級審判決例では、「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にあるから、明細書の特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の解決手段を基礎づける技術的思想の中核をなす特徴的部分が特許発明における本質的部分であると理解すべきであり、対象製品がそのような本質的部分において特許発明の構成と異なれば、もはや特許発明の実質的価値は及ばず、特許発明の構成と均等ということはできないと解するのが相当である」²とされ、あるいは、「特許法が保護しようとする発明の実質的価値は、公知技術では達成し得なかった目的を達成し、公知技術では生じさせることのできなかった特有の作用効果を生じさせる技術的思想を、具体的な構成をもって社会に開示した点にあるといえる。このように考えると、明細書の特許請求の範囲に記載された構成のうち、当該特許発明特有の作用効果を生じさせる技術的思想の中核をなす特徴的部分が特許発明における本質的部分であると理解すべきであり、対象製品等がそのような本質的部分において特許発明の構成と異なれば、もはや特許発明の実質的価値は及ばず、特許発明の構成と均等であるとはいえない。」³とされている。

上記の判決例によれば、特許発明の本質的部分とは、当該部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものとして評価されるような部分ということになる。

また、上記の判決例では、「発明が各構成要件の有機的な結合により特定の作用効果を奏するものであることに照らせば、対象製品との相違が特許発明における本質的部分に係るものであるかどうかを判断するに当たっては、単に特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、特許発明を先行技術と対比して課題の解決手段における特徴的原理を確定した上で、対象製品の備える解決手段が特許発明における解決手段の原理と実質的に同一の原理に属するものか、それともこれとは異なる原理に属するものかという点から、判断すべきものというべきである。」とされ、あるいは、「特許発明における本質的部分を把握するに当たっては、単に特許請求の範囲に記載された構成の一部を形式的に取り出すのではなく、当該特許発明の実質的価値を具現する構成が何であるのかを実質的に探究して判断すべきである。」と判示され、明細書の記載、公知技術、審査経緯等を参酌したうえで、本質的部分が認定されている。

第3 裁判所の判断

¹ ボールスプライン事件判決における(1)乃至(5)の各要件を「第1要件」乃至「第5要件」というものとしている。

² 東京地裁平成11年1月28日判決(判時1664号109頁)(徐放性ジクロフェナクナトリウム製剤事件Ⅱ)等

³ 大阪地裁平成11年5月27日判決(判時1685号103頁)(注射液の調整方法事件)等

1 結論

原審(添付資料3): 請求棄却

控訴審(添付資料2): 控訴棄却

2 構成要件Bの充足性

《原判決》(「第4当裁判所の判断」「1争点1(被告製品は本件特許発明の技術的範囲に属するか)について」「(2)構成要件Bについて」)

(前略)

イ ……舌片部について、「舌片」とは、その字義から「舌のかげら」を意味するものと解され、「舌のかげら」様の形状をした部材であると解される。

ウ ……そして、アーム部は、その上下いずれか一端で周縁部とアーム部とが連続し、アーム部の上下の他端でアーム部と舌片部とが連続し、周縁部又は舌片部のいずれか一方が、袋本体の外表面に貼着されているとされ(構成要件C、D、周縁部、アーム部及び舌片部はそれぞれ上下端部を通じて)連続しているものであるが、掛止部材が上記3つの部材から構成されるものとされている以上、これらの3部材が他の部材とは区別し得る独立の部材として特定し得るものであることを要するものというべきである。

(中略)

オ ……前示のとおり、舌片部とは、その形状が「舌状のかげら」様のものであると解されるころ、袋本体の外表面に貼着されている場合とそうでない場合(周縁部が袋本体の外表面に貼着されている場合)とがあるが、前者の場合には、引き起こされるアーム部の支持部として機能し、後者の場合には、アーム部とともに引き起こされてカップ側面にかげられ、カップ側壁を舌片部とアーム部とで挟み、かつ、カップ側壁の外表面を舌片部で押えつけるように機能するものと解される(【0014】、その実施態様として【0024】、【0025】、【0033】～【0036】)。そうすると、本件特許発明にいう舌片部とは、掛止部材として、アーム部の内側に形成された舌状のかげら部材であり、アーム部の上下の他端と連続するものであって、袋本体の外表面に貼着され得るもの(周縁部が袋本体に貼着されないときに袋本体に貼着され、上記のような機能を果たすもの)、と解される。

カ ……被告製品の構成は、別紙被告製品目録図面のとおりでである(争いが無い)。これによれば、被告製品には、補強片9'とこれに連続して形成されたA部分6'(被告は両部材を併せて「保持部分」と称している。)、把手部①4'及びその内側に形成された把手部②5'が形成されている。

原告は、被告製品のA部分6'と補強片9'とをそれぞれ独立した構成部分と捉えた上で、把手部①4'が本件特許発明の周縁部に、把手部②5'が本件特許発明のアーム部に、A部分6'が本件特許発明の舌片部にそれぞれ相当するとして、被告製品が構成要件Bを充足すると主張する。これに対し、被告は、原告が主張するA部分6'と補強片9'とは全体として被告製品の掛止部材の一つの構成部分(保持部分)と捉えるべきであるから、被告製品は、本件特許発明の舌片部に相当するものを有さず、構成要件Bを充足しないと主張する。

なるほど、A部分6'を補強片9'と独立した掛止部材3'の構成部分とみ得るとすれば、把手部②5'は、袋本体から引き起こし可能に形成されている腕状の部材であり、その上端で把手部①4'と連続し、把手部①4'の内側に位置するものであり、その下端でA部分6'と連続し、A部分6'は把手部②5'の内側に位置するものであることが認められる(この認定に反する被告の主張は採用できない。)。そうすると、把手部①4'を本件特許発明の周縁部に、把手部②5'を本件特許発明のアーム部にそれぞれ当たると解するのが相当である。そして、A部分6'は、これを独立した構成部分として本件特許発明の舌片部に当たると解する余地がある。

しかし他方、被告製品のA部分6'と補強片9'は物理的に連続しているので、被告の主張するように、これを一体の部材としての保持部分とみれば、被告製品には本件特許発明にいう舌片部は存在しないことになり、被告製品は本件特許発明の構成要件Bを充足しないことになる(被告製品の把手部①4'が本件特許発明の周縁部に、把手部②5'が本件特許発明のアーム部に該当することは、上記のとおりである。)。

そこで以下、被告製品のA部分6'が、補強片9'とは独立した部材として、本件特許発明の舌片部に当たるか否かについて検討する。

(中略)

ク 上記キの記載によれば、本件明細書に記載の補強片とは、周縁部の外周部に位置し、開口形状を良好に維持し、袋本体の表裏の矩形面が撓んで開口部が閉ざされることを防止する独立の部材であると解され、これと舌片部とを連続させ、一体として形成した部材とすることについては、本件明細書及び図面に記載も示唆もないから、本件明細書には、舌片部と補強片を一体の構造体とすることについての技術的思想は存しないものというべきである。

他方、被告製品においては、補強片9'とA部分6'が一体の部材として形成されており、かつ、同部材は一体として、把手部②5'とともに袋本体8'を対向する2面からそれぞれ外向けに互いに反対方向に引っ張って、袋本体2'の開口部8'の開口形状を良好に維持し、袋本体2'の表裏の矩形面2'a、2'bが撓んで開口部8'が閉ざされるのを防止する機能を有する一体の構造体(被告のいう保持部分)であると認められ、A部分6'を補強片9'から構造上分断し、本件特許発明の舌片部ということとはできないというべきである。

そして、前示のとおり、舌片部とは、掛止部材として、アーム部の内側に形成された舌状のかけら部材であり、アーム部の上下の他端と連続するものであって、袋本体の外表面に貼着され得るのであるところ、A部分6'と補強片9'(保持部分)は、本件特許発明のアーム部に相当する把手部②5'の内側に形成されたものとはいえず、かつ、その形状も「舌状のかけら」状であるともいえないことが明らかであるから、被告製品には本件特許発明の舌片部に相当する部分はないというべきである。

ケ この点、原告は、物理的、構造的な観点から構成部分の一体性を判断するのであれば、本件特許発明も構成全体が一体ということになってしまい不合理であるから、機能と位置を基準に各構成部分を判断するほかない、被告製品のA部分6'と補強片9'の機能は異なるとして、両部分は独立した構成部分であると主張する。

確かに、本件特許発明の掛止部材においては、構造的に連続する周縁部、アーム部及び舌片部がそれぞれ別の構成部分とされており、構成部分の区分に当たっては機能と位置が重視されて

いるものと解されるところ、被告製品のA部分6'と補強片9' (保持部分)とは構造的に連続しているだけでなく、上記のとおり、袋本体2'に一体的に貼着されているため、一体として把手部②5'とともに袋本体2'を対向する2面からそれぞれ外向けに互いに反対方向に引っ張り、袋本体2'の開口部8'の開口形状を良好に維持し、袋本体2'の表裏の矩形面2'a、2'bが撓んで開口部8'が閉ざされるのを防止するという共通の機能を有するのであるから、機能的にも両部分を切り離して捉えることはできない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

《控訴審判決》(「第4 当裁判所の判断」「1 被告製品1の製造販売差止等請求について」(1) 文言侵害の成否(控訴人の主張(1))」)

当裁判所も、被告製品1は本件特許発明の技術的範囲に属しないと判断する。その理由は、以下のとおり付加するほか、原判決記載のとおりであるから、これを引用する。

(中略)

ア(イ)・・・本件特許発明の舌片部には、本件明細書には特段その意味を定義する記載はないところ、舌片部に関し、発明の詳細な説明の【課題を解決するための手段】には、「…周縁部が袋本体の外表面に貼着されている場合には、アーム部と共に舌片部を引き起こしてカップ側壁にかけることが可能となる。この場合、袋本体は、アーム部によって対向する2面からそれぞれ外向きに互いに反対方向に引っ張られ、袋本体の上端部の開口部が大きく広げられた状態で、カップの中央上部に吊されることとなる。また、カップ側壁は周縁部又は舌片部とアーム部とで挟まれ、かつカップ側壁の外側は周縁部又は舌片部で押さえつけられるので、ドリップバッグは極めて安定した状態でカップの上部に固定される。」(段落【0014】)と記載されている。そうすると、周縁部が袋本体に貼着された場合には、舌片部はカップ側壁にかけられるものであることが明らかである。

以上によれば、本件特許発明の舌片部は、周縁部と連続しその内側に形成されるアーム部の、さらにその内側に形成されるものであり、アーム部が周縁部と連続する端のもう一方のアーム部の端と連続しており、袋本体にも貼着し得るとともに、周縁部を袋本体に貼着した場合にはアーム部と共に引き起こしてカップ側壁にかけることが可能な部材をいい、用語の通常の意味からして、原判決も判示するとおり(21頁1行～3行)、「舌のかけら」様の形状を有するものであることが明らかである。

そして、本件明細書のその余の記載も上記解釈を裏付けるものである。

(ウ) 被告製品1の構成要件Bの充足性

・・・これを被告製品1についてみると、・・・被告製品1のA部分6'と補強片9'とは一体として形成されており、仮に周縁部に比すべき把手部①4'を袋本体に貼着した場合には、引き起こしてカップ側壁にかけることが可能な部材とはなっていない。加えて、被告製品1のA部分6'は袋本体の上端部方向に伸びる形で補強片9'と一体となっており、本件特許発明のアーム部に比すべき把手部②5'の内側に形成されているともいえない。さらに、被告製品1のA部分6'の形状は、アーム部に比すべき把手部②5'と連続する部分から上部に向けて徐々に幅が狭くなり補強片9'と連続す

る部分付近ではかなり細く尖った形状となっていることから、これが舌のかけら様のものであるということもできない。

そうすると、被告製品1は本件特許発明における「舌片部」を備えるものとはいえず、本件特許発明の構成要件B(BⅢ)を充足しないといえるほか、構成要件D、同Eに記載された「舌片部」に関してもその要件を充足しないことになる。

イ 控訴人の主張に対する補足的判断

(ア) 控訴人は、被告製品1のA部分6'と補強片9'とが連続する部分には接着剤が塗布されていないから一体的には貼着されておらず、またA部分6'は補強片9'とは異なる機能も有するから補強片9'とは独立した部材であり、A部分6'は本件特許発明の舌片部に該当し、これに反する原判決の認定は誤りであると主張する。

被告製品1の掛止部材は相応の厚みを有し剛性もある板紙からなり、袋本体にA部分6'及び補強片9'において貼着されているところ(弁論の全趣旨)、被告製品1の掛止部材のA部分6'と補強片9'とが連続する部分の一部に袋本体に貼着されていない部分があるとしても、掛止部材が相応の厚みを有して剛性もあることから、A部分6'と補強片9'が貼着されている以上、A部分6'と補強片9'は一体的に袋本体に貼着されているといえることができる。原判決が「…被告製品のA部分6'と補強片9'(保持部分)とは構造的に連続しているだけではなく、…袋本体2'に一体的に貼着されている…」(29頁8行～10行)、「…A部分6'を補強片9'から構造上分断し、本件特許発明の舌片部ということとはできないというべきである。」(28頁17行～19行)とした認定・判断に誤りはない。

また、被告製品1のA部分6'と補強片9'との機能についてみると、被告製品1のA部分6'と補強片9'とは連続していることから、把手部①4'を把手部②5'と共に引き起こして把手部①4'をカップ側壁にかけた場合、対向する2面の掛止部材のA部分6'と補強片9'とは外向きの反対方向に引っ張られることから、共に袋本体の矩形面2'a、2'bが撓むのを防止して袋本体2'の開口部8'の開口形状を良好に維持すると同一の機能を果たすことが明らかである。そうすると、A部分6'と補強片9'を機能的に切り離して捉えることはできない。

原判決の認定に誤りはなく、控訴人の上記主張は採用することができない。

(イ) また控訴人は、本件特許発明では、被告製品1の掛止部材のように舌片部と補強片とを連続させることを排除していないし、本件明細書の【図4】記載の実施例を上下逆さまにして補強片を備え、舌片部の上端と補強片をわざわざ切り離す必要もないことからこれを連続させれば被告製品1となることも主張する。

しかし、本件特許において、補強片は、請求項3に記載されているところ、その内容及び請求項3が引用する請求項2の特許請求の範囲の記載は、前記のとおりである。そして、**本件明細書の発明の詳細な説明には、補強片に関し「…周縁部4の外周部には、第3の切込線L3で周縁部4と区切られている補強片9が形成されており…」(段落【0025】)と記載され、補強片が貼着された実施例を示す図2においても、補強片9は切込線L3で周縁部4と区切られ、切込線L1～L3で周縁部4・アーム部5・舌片部6も一端のみで連続するほかはそれぞれ別々に区切られている。また、図1においても補強片は周縁部4・アーム部5・舌片部6とは切り離された部材として**

記載されている。これらによれば、本件特許発明において、舌片部と補強片とは別々の部材として記載され、これを一体とすることについては何らの示唆もされていないといえる。また、本件明細書の【図4】の実施例を上下逆さまにして補強片を備え、舌片部の上端と補強片をわざわざ切り離す必要もないから、連続させるとの点は、本件明細書に何ら示唆されているものでもない。控訴人の上記主張は採用することができない。

(ウ) さらに控訴人は、舌片部につきその形状は不問にすべきであると主張する。

しかし、本件特許発明〔請求項1〕の特許請求の範囲には明確に「舌片部」と記載され、本件明細書中に特段これを定義する記載もないものであるから、その形状は当然その通常の用語の意味により解すべきである。そして、「片」については広辞苑（新村出編、2008年1月11日第6版第1刷発行、2541頁）に「①ひときれ。きれはし。…」と記載されており、舌片部につき舌のかげら様の形状と解することに誤りはない。控訴人の上記主張は採用することができない。

(エ) さらに控訴人は、甲13の1～5（財団法人日本化学繊維検査協会大阪分析センターが平成21年10月16日に作成した「試験報告書」）を提出し、被告製品1におけるA部分6'と補強片9'とを分離してもこれを一体とした場合と機能的に異なるものではないから、被告製品1のA部分6'は舌片部に該当すると主張する。

甲13の1～5を基にした控訴人の上記主張は、被告製品1（甲13の1）と、被告製品1のA部分6'と補強片9'とを切り離し分離した物（甲13の2）とで、開口状態が全くといってよいほど同じでほとんど変化がない、被告製品1の補強片9'を除去した物（甲13の3）、被告製品1のA部分6'を除去したもの（甲13の4）、被告製品1の補強片9'及びA部分6'を除去したもの（甲13の5）とを比較すると、補強片9'はあるがA部分6'が除去されても袋本体が開口していることから、被告製品1においては把手部②5'の下端が袋本体に貼着していることにより開口が生じ、補強片9'には袋本体を反対方向に大きく引っ張る機能はない、とするものである。

しかし、甲13の1～5の実験は、いずれも上部面積がそれほどドリップバッグの開口部の面積と異なる特定のカップを用いて注湯前の袋本体の開口部の長さ・幅・面積を測定したものであるところ、ドリップバッグの開口部の長さ・面積等は、用いるカップの大きさや、開口する際の力の入れ具合等によってもその状況には差異が生じることが明らかである上、実際の使用に際しては袋本体に熱湯が注がれるものであるから、開口状況はこれにより大きく変化するものと容易に推認される。そうすると、甲13の1～5の実験結果から、必ずしも、被告製品1においてA部分6'と補強片9'を切り離しても機能に差がなく、補強片9'に袋本体を引っ張る機能がないということとはできないから、控訴人の上記主張は採用することができない。

3 均等侵害の成否

（「第4 当裁判所の判断」1 被告製品1の製造販売差止等請求について」「(2) 均等侵害の成否（控訴人の主張(2)）」）

イ 均等侵害についての検討

(ア) 明細書の特許請求の範囲に記載された構成中に他人が製造する対象製品と異なる部分が存する場合であっても、①該部分が特許発明の本質的部分ではなく、②該部分を対象製品等におけるものと置き換えても特許発明の目的を達することができ同一の作用効果を奏するものであって、③このように置き換えることに当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、④対象製品が特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、⑤対象製品が特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、該製品は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解される(最高裁第三小法廷平成10年2月24日判決・民集52巻1号113頁参照)。

そこで、以上の観点に立って本件事案につき検討する。

(イ) 本質的部分(上記①の観点)について

控訴人は、被告製品1と本件特許発明とでは、被告製品1の掛止部材において、本件特許発明のアーム部に該当する把手部②5'の下端において連続する部材が、補強片と連続しない舌状のかげら部材ではなく、舌状の部材(A部分6')とその舌状の部材の上端において連続した逆U字形の最外周の縁(補強片9')との一体構造体であって、かかる一体構造体が把手部②5'の内側のみに形成されているとはいえない点が構成の異なる部分であると主張する。

なるほど控訴人の主張は、被告製品1においては、A部分6'と補強片9'とが一体構造となっており、本件特許発明の「舌片部」を備えるものでないこと、及び、この一体構造がアーム部に相当する把手部②5'の内側のみにあるとはいえないこと、すなわち舌片部がアーム部の内側にあるとはいえないこと、との2つの相違点があることを前提として、これら構成が均等である旨主張するものと解される。

これにつき検討すると、構成の異なる部分が発明の本質的部分であるとは、発明の課題解決のための特徴的な部分をいうと解されるところ、本件特許発明は、上記のとおり、既に知られたカップオン方式、カップイン方式のそれぞれの長所である、コーヒーの美味、セットや注湯のしやすさと簡略な構成・抽出後の廃棄が容易で安全なことの双方を達成しようとするものである。そのため本件特許発明のドリップバッグは、上端部に開口部を有する袋本体と薄板状材料からなる対向する外表面に設けられる掛止部材とからなり(簡略で廃棄が容易である)、その掛止部材は、周縁側に形成される周縁部、周縁部の内側にあり袋本体から引き起こし可能に形成されるアーム部、アーム部の内側に形成される舌片部からなる。そして、周縁部とアーム部、アーム部と舌片部は、それぞれ端部で連続し、周縁部又は舌片部のいずれかが袋本体に貼着され、周縁部が袋本体に貼着された場合には舌片部がカップ側壁にかげられ、アーム部によって反対方向に引っ張られて袋本体の上端が開口シカップの中央上部に吊されることになる(コーヒーが美味でセット・注湯がしやすく安全である)ものである。

そうすると、本件特許発明において、周縁部を袋本体に貼着した場合には舌片部をアーム部と共に引き起こすことも可能であること、舌片部がアーム部の内側に形成されていることは、いずれも本件特許発明の本質的部分であるということが出来る。

そうすると、被告製品1においてA部分6'と補強片9'とが一体構造となっていて本件特許発明の

舌片部を備えるものではなく、この一体構造がアーム部に相当する把手部②5'の内側のみにあるといえないとの相違点は、いずれも本件特許発明の本質的部分において相違するものである。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、均等侵害についての控訴人の主張は理由がないことになる。

以 上